

静岡県告示第180号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

令和4年3月15日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

2 指定区域

静岡県島田市阪本4925-1の一部、4925-2の一部、4925-10の一部、湯日2642-5の一部、2642-7の一部、2643-1の一部、2643-4の一部、2643-8の一部、2643-9の一部、2643-10、2643-11の一部、2643-13の一部、2643-19の一部